

特区法の基本的枠組み

構造改革特別区域基本方針(閣議決定)

構造改革特別区域制度の推進の意義・目標
実施すべき施策に関する基本的な方針
政府が講ずべき措置についての計画(プログラム)

・講ずることが可能な規制の特例措置(法律、政令、省令、通達等)について**一覽性を確保**

< 地方公共団体 > 構造改革特別区域計画の作成・申請

関係省庁に各規制について法令の解釈を求めることが可能(各省庁は回答義務)

民間も、地方公共団体に提案可能(採用されない場合は理由等を通知)

(計画の内容)

構造改革特別区域の範囲

事業の内容、適用を受けようとする規制の特例措置

期待される地域活性化の効果 等

< 内閣総理大臣 > 構造改革特別区域計画の認定

基本方針適合性や地域活性化効果等を見て判断。

規制の特例措置の適用については関係行政機関の長の同意(規制の特例措置を講ずることの必要性及び要件適合性については、地方公共団体の判断を尊重。要件に適合する場合は、関係行政機関の長は原則として同意。)

規制の特例措置の適用

計画が認定された場合に、この法律や政省令で定められた規制の特例措置が適用される。

構造改革特別区域推進本部の設置(内閣総理大臣が本部長)

構造改革特別区域制度の集中的・一体的な推進、総合調整